

民生協議会協議事項

〔 日時 令和4年8月19日(金)
午前10時
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市民保養所「洗心荘」の在り方の検討について
- 2 子育て支援アプリの提供開始について
- 3 地域包括支援センター運営業務委託 運営法人の公募について
- 4 新型コロナウイルス感染症対策について
- 5 令和4年8月3日の大雨による被害状況について
- 6 令和4年度八戸市総合防災訓練の実施について
- 7 令和3年度八戸市立市民病院事業会計決算の概要について
- 8 八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について

八戸市民保養所「洗心荘」の在り方の検討について

1 検討する理由・背景

当該施設は、昭和 61 年の開設から 35 年が経過し、設置意義の低下、施設老朽化による維持管理経費の増大、利用者数の減少など、今後の施設運営に多くの課題を抱えているため、次期指定管理者の選定事務着手の前に、施設の運営を含む市の保養事業の在り方について検討する。

2 検討組織

当該施設は、市民の健康及び活力の維持増進を図り、もって福祉の向上に資するための保養・レクリエーション施設であり、その運営は、市の健康・福祉施策の一つに位置付けられることから、福祉、保健医療、地域支援の各分野の関係者や学識経験者等で構成され、市の健康福祉施策への理解が深い「八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会」において検討する。なお、現在委嘱している委員（10 名）に加え、公共施設マネジメントの専門的知見や利用者の意見を取り入れるため、八戸市健康福祉審議会規則第6条の規定に基づく臨時委員を新たに2名委嘱する。

3 アンケート調査の実施

調査目的	施設利用者のみならず、施設を利用したことのない市民を含めて、保養施設に対する考えやニーズを広く把握し、在り方を検討するための基礎資料とする。
調査対象	八戸市民(施設利用者、市政モニター、その他一般市民)
調査期間	令和4年9月1日～9月30日

4 スケジュール

令和4年8月～令和5年2月	社会福祉専門分科会の開催（4回程度） 意見書の提出 市の方針決定
令和5年4月	
令和5年5月	

子育て支援アプリの提供開始について

1 概要

母子健康手帳サポート機能と地域の子育て情報配信機能を搭載した地域密着型の子育て支援アプリを導入することにより、子育て世代の負担感の軽減や、子育て環境の充実を図り、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援するサービスの向上を目指す。

2 子育て支援アプリの名称

子育てアプリ はちも

3 子育て支援アプリの主な機能

(1) 母子健康手帳機能

- ① 成長記録：妊娠～子どもの成長記録（グラフ化）、健診結果の記録
 - ② 予防接種スケジュール管理：標準接種日の自動表示、接種予定・実績管理、受け忘れ防止アラート
 - ③ その他：育児日記、出産・育児に関する基礎情報やアドバイス提供（動画配信）
- ※ 記録した情報は、家族に共有可能（情報の範囲は利用者が設定可能）

(2) 地域の子育て情報機能

- ① 市からの情報配信：利用者の属性別各種お知らせ
- ② 子育てイベント情報：各イベント情報の閲覧
- ③ 子育て支援施設情報：各施設詳細の閲覧（医療機関、幼稚園・保育園、公園、子育て施設・児童館）
- ④ その他：各種補助制度の情報や手続方法の案内など、市ホームページ内容をリアルタイム表示（リンク配置）、アンケート実施機能（市民のニーズを把握）

4 利用対象者

妊婦、子育て中の保護者、祖父母等家族

5 利用者の費用負担

アプリ利用料は無料（ただし、通信料は利用者負担）

6 導入時期

令和4年8月19日（金）運用開始

7 周知方法

広報はちのへ（9月号）掲載、市ホームページ掲載、母子関係課窓口及び子育て関連施設でのチラシ配付

8 その他

アプリは、紙の母子健康手帳を補完するものであり、健診や予防接種を受ける際は、これまでどおり紙の母子健康手帳が必要

地域包括支援センター運営業務委託 運営法人の公募について

1. 趣 旨

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置される地域包括ケアの実現に向けた中核的な役割を担う機関（介護保険法第 115 条の 46）。

当市においては、平成 18 年度に高齢福祉課内に直営の地域包括支援センターを設置して以降、高齢者人口の増加や社会情勢の変化、介護保険制度の改正に合わせて機能強化を図り、平成 30 年度からは市内 12 の日常生活圏域全てに業務委託による地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）を設置。より地域に密着した活動が展開されるとともに、高齢者を支援するネットワークの構築や高齢者の自立した生活のためのサービスの向上が図られていることから、引き続き、業務委託により高齢者支援センターを設置するため、各日常生活圏域において本業務を受託する法人を募集するもの。

2. 業務委託の概要

(1) 設置方法

市内 12 の日常生活圏域にそれぞれ 1 か所ずつ高齢者支援センターを設置し、日常生活圏域ごとに社会福祉法人や医療法人等に地域包括支援センター運営業務を委託する。

(2) 高齢者支援センターの人員配置

介護保険法施行規則及び八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例において、一の地域包括支援センターが担当する区域における高齢者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき職員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）それぞれ 1 人とされていることから、当市の日常生活圏域における高齢者の数に応じて必要な職員数を設定する（次ページ別表参照）。

(3) 主な委託業務の内容

- ① 介護保険法に規定する包括的支援業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、介護支援専門員支援業務等）
- ② 要支援認定者及び総合事業対象者の介護予防ケアマネジメント
- ③ 一般介護予防業務（介護予防把握業務、介護予防普及啓発業務、地域介護予防活動支援業務）

(4) 運営法人の選定方法

日常生活圏域ごとに公募により選定する。

(5) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3. 公募・選定のスケジュール（予定）

令和4年	9月下旬	募集要項・スケジュール等をホームページに掲載
	10月中旬	公募説明会の開催
	11月中旬	応募書類の提出
	12月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング審査 (受託候補者の審査、選定)
令和5年	4月1日	委託契約締結、高齢者支援センター開所

別 表

参考：日常生活圏域における高齢者人口に応じた配置基準人員（令和4年6月30日現在）

日常生活圏域		高齢者人口	基準人員	現在の受託者／センター名
1	市川・根岸	6,104人	3人	(福)寿栄会／寿楽荘
2	下長・上長	7,432人	4人	(公財)シルバーリハビリテーション協会／はくじゅ
3	田面木・館・豊崎	4,017人	3人	(福)ファミリー／ハピネスやくら
4	長者・白山台	5,793人	3人	(医)康和会／ちょうじゃの森
5	三八城・根城	6,757人	3人	(福)みやぎ会／みやぎ
6	小中野・江陽	4,461人	3人	(医)杏林会／アクティブ24
7	柏崎・吹上	6,162人	3人	(一社)八戸市医師会／八戸市医師会
8	是川・中居林	3,776人	3人	(福)八陽会／修光園
9	大館・東	9,315人	5人	(福)スプリング／福寿草
10	白銀・湊	7,304人	4人	(医)仁泉会／えがお
11	白銀南・鮫・南浜	7,011人	4人	(福)同伸会／瑞光園
12	南郷	2,138人	2人	(株)ゆとり／ゆとり
計		70,270人	40人	

※ 高齢者の数がおおむね2,000人以上3,000人未満ごとに置くべき職員数は、保健師1人及び社会福祉士又は主任介護支援専門員のいずれか1人となる（南郷地区）。

※ 契約期間中の配置基準人員は、前年度の9月30日時点の高齢者人口を基準に、当該年度の職員数を決定するものとする。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 「(仮称)八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンター」の設置について

(1) 目的

- ① 全ての相談を受ける受診・相談センターの不通・混雑状況の緩和
- ② 一般相談と受診等相談を仕分けし、医療への連携を迅速かつ確実に実施

(2) 概要

24時間体制 日中6回線、夜間(22時～翌6時)2回線

(3) 電話番号

0178-80-7878 (音声ガイダンス方式採用)

(4) 開設予定日

令和4年8月29日(月)午前9時から

2 保育所等職員に対する抗原検査キットの配付について

(1) 目的

- ① ワクチン未接種幼児との接触機会が多い保育所等職員の検査体制の確立
- ② 保育所等施設における迅速な感染拡大防止対策

(2) 配付対象

認可保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、児童館の従事職員

(3) 配付数

約2,600個(各施設の職員数に基づく)

(4) 配付時期

令和4年8月下旬から順次

令和4年8月3日大雨の状況について

1 気象情報

(1) 警報等（青森地方気象台発表）

8月3日（水）	03:45	大雨警報（浸水害）発表
	03:53	大雨警報（土砂災害）発表
	04:00	土砂災害警戒情報発表
	04:42	洪水警報発表
	14:58	土砂災害警戒情報解除
	18:05	大雨警報（浸水害・土砂災害）解除、洪水警報継続
8月4日（木）	14:37	洪水警報解除

(2) 降水量（気象庁HP）

・累積降水量（降り始めから）	8月2日 22:20～8月3日 13:40	133.5mm
・1時間最大降水量	8月3日 05:01～06:00	19.5mm

(3) 水位

馬淵川の水位（水位観測所：櫛引橋上流）は、8月3日17時に氾濫危険水位である4.40mを超え、同日22時に5.75m（最高水位）に到達。23時以降、水位は低下した。
（令和2年7月の大雨の際の最高水位は5.74m）

2 災害警戒本部の設置

8月3日（水）	04:00	八戸市災害警戒本部設置（土砂災害警戒情報発表に伴う）
	17:00	第1回八戸市災害警戒本部員会議開催
8月4日（木）	17:00	八戸市災害警戒本部廃止 （人的被害その他大きな被害がないことを確認したため、本部会議を開催せずに廃止）

3 避難指示・避難所開設

8月3日（水）	08:11	【土砂災害】警戒レベル4「避難指示」発令 ・対象地区：市内全ての土砂災害警戒区域 （対象世帯数：1,594世帯、対象人数：3,935人） ・避難所開設（土砂災害のおそれがある場合に開設する避難所全23か所）
8月3日（水）	16:00	【洪水】警戒レベル3「高齢者等避難」発令

- 17:35 【洪水】警戒レベル4「避難指示」発令
 - ・対象地区 櫛引・八幡・上野
(対象世帯数：339世帯、対象人数：801人)
 - ・明治小学校開設済み
- 18:15 【土砂災害】「避難指示」解除
 - ・避難所閉鎖 22か所(明治小学校以外)
最大避難者数 20人
- 8月4日(木) 09:00 【洪水】「避難指示」解除
 - ・避難所閉鎖(明治小学校)
最大避難者数 4人

4 被害の状況

区分	被害の状況
人的被害	なし
建物被害	○床上浸水 1件 ・市川町字下田塚の事業所
農業被害	○大豆畑の水没被害 1件 ・市川町字船場川原、字上大川端 [農業経営振興センター]
道路被害	○道路冠水 3件 ・市道野場種差線(大久保字大塚付近) [道路維持課] ・市道箕子渡大谷地線(河原木字箕子渡付近) [道路維持課] ・主要地方道八戸百石線(河原木字浜名谷地・字北沼付近) [道路維持課]
交通機関	○JR八戸線(上下線)運休 ○青い森鉄道(青森～八戸間：上下線)運休
ライフライン被害	なし



令和4年度八戸市総合防災訓練の実施について

1 目的

八戸市地域防災計画に基づき、国、県及びその他防災関係機関並びに地域住民参加のもと、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮した上で、洪水、土砂災害及び地震発生時の応急対策並びに避難行動を迅速かつ円滑に実施できるよう訓練するとともに、防災対策の強化、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 実施日時

令和4年9月4日（日） 8時から12時35分まで

3 実施場所

田向・南類家地区（田向中央公園、消防本部・八戸消防署、新井田川水防センター周辺、第一中学校）

4 主催

八戸市、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、八戸圏域水道企業団

5 参加人員

75団体 約930人

吹上地区連合町内会、中居林地区連合町内会、各地区自主防災会 等
吹上小学校、中居林小学校、第一中学校の一部
防災関係機関・団体（陸海空自衛隊、県防災航空隊、災害時応援協定締結団体 等）

6 訓練項目

(1) 災害発生時初期対応訓練

ライフライン企業等との情報伝達訓練、緊急速報メール発信訓練 等

(2) 避難対応訓練

地域住民による第一中学校・田向中央公園への避難訓練及び避難誘導訓練 等

(3) 地域自主防災訓練

避難所開設・運営訓練、一時避難者受入・確認訓練 等

(4) 被災現地災害対応訓練

救助・救出訓練、土砂撤去・道路啓開等訓練、多数傷病者対応訓練、救出者移送訓練 等

(5) 洪水対応訓練

水防工法訓練、河川横断訓練

(6) 展示・体験訓練等

防災講話、災害時応援協定締結団体・防災関係機関による展示・体験

7 備考（新型コロナウイルス感染症への対応）

昨年度に引き続き訓練規模を縮小し、訓練実施エリアにおけるマスクの着用、手指消毒や参加者等の行動管理など新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での実施を計画しているが、市内及び県内の感染症の発生状況により、更なる規模の縮小又は中止となる場合がある。

令和3年度八戸市立市民病院事業会計決算の概要について

- 患者数の状況について、入院患者数は延べ182,667人で前年度に比べ5,966人増加し、外来患者数は延べ251,107人で前年度に比べ16,068人増加しました。一般病床の病床利用率は84.9%で前年度に比べ1.5ポイントの増となりました。
- 収入の状況について、事業収益の決算額は227億2,600万円で、前年度に比べ7億5,600万円、率にして3.4%の増となりました。
うち、入院及び外来収益については、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも、患者数や診療単価が増加し、入院収益が前年度に比べ8億2,600万円、率にして6.5%の増となり、外来収益についても、前年度に比べ5億2,400万円、率にして12.3%の増となりました。
- 支出の状況について、事業費の決算額は214億4,500万円で、医師・看護師の給与費の増加や手術件数が増加し高額な材料の使用割合が高まったことで、前年度に比べ8億2,000万の増、率にして4.0%の増となりました。
- この結果、収支差引は12億8,100万円の黒字を確保し、2年連続で利益剰余金を計上することができました。

(単位：百万円、%)

	令和3年度 決算見込額(A)	令和2年度 決算額(B)	対前年度比較	
			増減額(A)-(B)	増減率
事業収益	22,726	21,970	756	3.4
①医業収益	19,416	18,018	1,398	7.8
うち入院収益	13,592	12,766	826	6.5
うち外来収益	4,787	4,263	524	12.3
②医業外収益	3,258	3,407	△ 149	△ 4.4
③特別利益	52	545	△ 493	△ 90.5
事業費	21,445	20,625	820	4.0
④医業費用	20,258	18,822	1,436	7.6
うち給与費	9,969	9,528	441	4.6
うち材料費	5,685	5,101	584	11.4
うち経費	3,365	3,114	251	8.1
⑤医業外費用	1,187	1,296	△ 109	△ 8.4
⑥特別損失	0	507	△ 507	皆減
医業損益 (①-④)	△ 842	△ 804	△ 38	△ 4.7
経常損益 (①+②-④-⑤)	1,229	1,307	△ 78	△ 6.0
純損益 (事業収益-事業費)	1,281	1,345	△ 64	△ 4.8
未処分利益剰余金	1,677	396	1,281	△ 323.5

八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について

令和3年度八戸市立市民病院事業会計決算において、純利益約12億8千万円を計上したことで、令和2年度からの繰越利益剰余金約4億円に令和3年度純利益を加えた、令和3年度未処分利益剰余金は約16億8千万円となった。

その利益剰余金の一部（2億5千万円）を処分し、一般会計に繰り出すもの。

【繰り出しの目的】

未処分利益剰余金の一部を一般会計に繰り出すことにより、市立病院として市民への還元の方策とすることを目的とするもの。

令和3年度八戸市立市民病院事業 剰余金処分計算書

	区分	金額	備考
①	令和2年度繰越利益剰余金	395,766,074 円	
②	令和3年度純利益	1,281,445,088 円	
③	令和3年度未処分利益剰余金	1,677,211,162 円	①+②
④	利益剰余金処分量（一般会計繰出金）	250,000,000 円	
⑤	翌年度繰越利益剰余金（処分後残高）	1,427,211,162 円	③-④

②から⑤については、決算認定前のため見込額である。

※未処分利益剰余金の処分には、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決が必要となるため、令和4年9月市議会定例会に議案の提出を予定している。